

一般用告知の質問表

【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】【組合員本人・配偶者・子どもの死亡保障等の型】に新規加入するとき・保障を増額するとき

■質問①
現在、病気やけがのため、入院・安静加療をしていますか？
または、入院・安静加療、手術を要すると診断されていますか？

はい

いいえ

■質問②
過去1年以内に、病気やけが(手足の骨折を除く)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたことがありますか？
または、過去1年以内に手術を受けたことがありますか？

はい

いいえ

■質問③
過去1年以内に、慢性疾患により、医師の治療を受けたこと、または、医師の治療を要すると診断されたことがありますか？
ただし、現在、その疾病が完治している場合は該当しません。

いいえ

はい

いいえ

■確認事項①(高血圧緩和)
慢性疾患は「高血圧症のみ」ですか？

はい

■確認事項②(高血圧緩和)

- i)～iv)の該当する項目に☑を入れてください。
※1つでも☑が入った場合は「はい」へ進んでください。
- i) 申込日(告知日)時点の被共済者の年齢が30歳未満である。
 - ii) 今までに高血圧症の治療を目的とする入院をしたことがある。
 - iii) 高血圧症の原因となる疾病がある(「二次性高血圧症」と診断されている)。
 - iv) 過去1年以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受けた際に測定した最新の血圧値が、最大140mmHg以上もしくは最小90mmHg以上である。

はい

■質問④
組合員本人ですか？

いいえ

はい

■質問④-1
慢性疾患にかかる過去1年以内の治療は通院のみですか？

いいえ

はい

■質問④-2
慢性疾患にかかる通院治療の頻度は週2回以上ですか？

はい

いいえ

一般用告知
非通常就業者

新規加入・増額は
できません。

※組織加入単組の場合
【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】への新規加入
ができます。

一般用告知
通常就業者

一般用告知
通常就業者
(高血圧緩和)

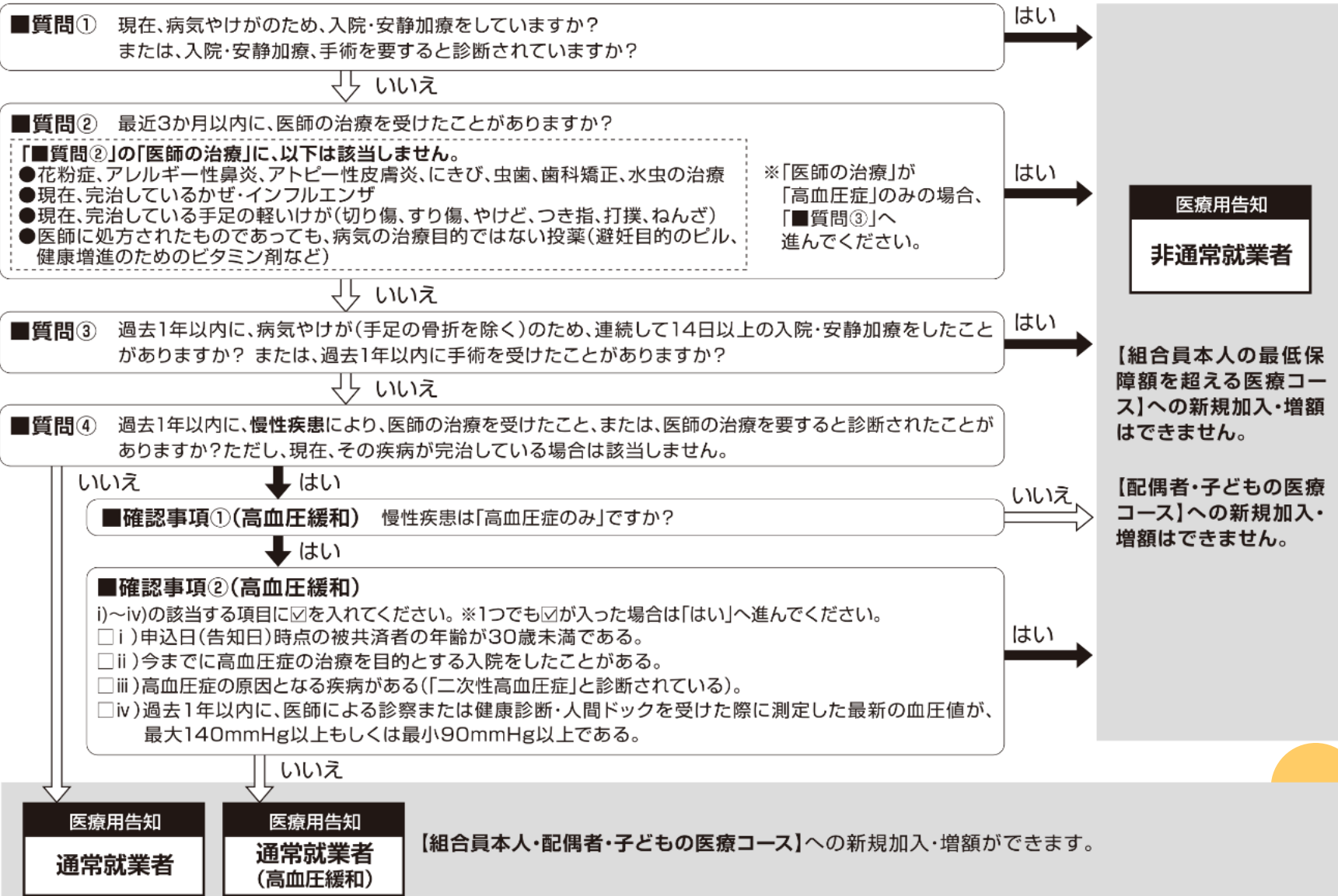
【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】
【組合員本人・配偶者・子どもの型】
への新規加入・増額ができます。

一般用告知
準通常就業者

【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】
への新規加入ができます。

医療用告知の質問表

【組合員本人・配偶者・子どもの医療コース】に新規加入するとき・保障を増額するとき
※【組合員本人の最低保障額(医療コースを含む)】に新規加入するときは、「一般用告知の質問表」を使用してください。

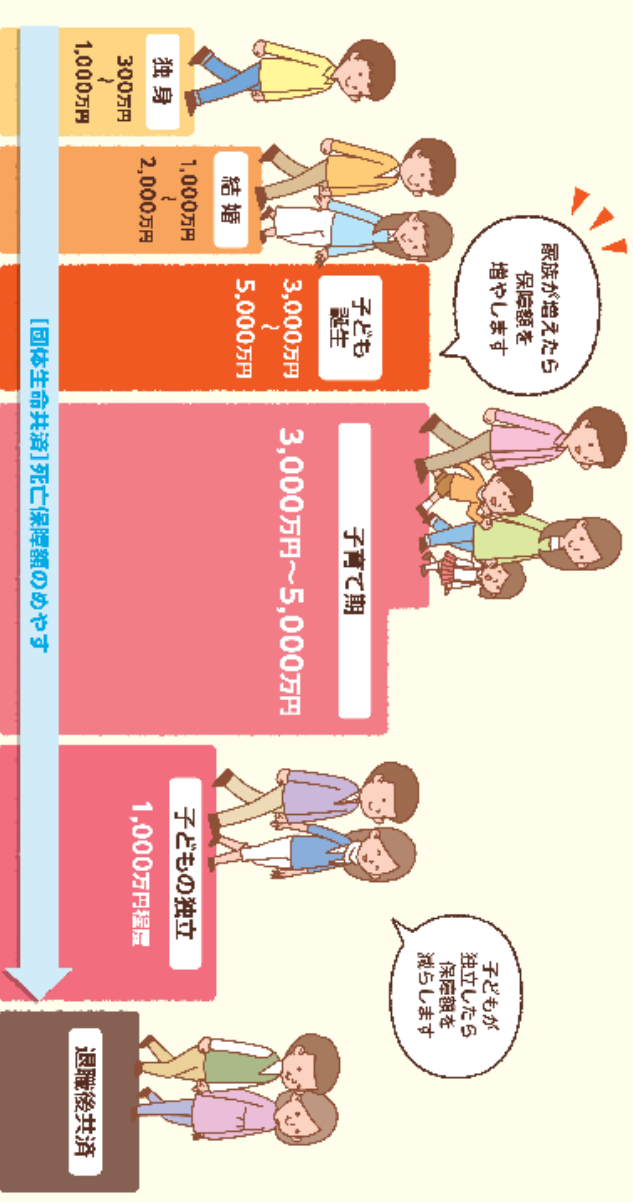


53

必要保障額

診断シート

必要保障額は一人一人のライフステージによって違うもの。
無理・無駄のない保障に備えるために、自己診断してみましょう!



<p>じちろう共済 ラインナップ</p> <p>総合共済 こども保障額加付タイプ</p>	<p>団体生命共済</p> <p>住まいる共済 実現共済・自然見こ共済</p>	<p>長期共済・積立適格年金</p> <p>U355 ロイカー共済</p>	<p>自賠責共済</p>
--	---	---------------------------------------	--------------

あなたのライフステージにあわせて、マークがついている部分を抽出してください。
 独身の方は **1**、結婚～子育て期の方は **2**、子どもが独立された方は **3**

こみん共済 (全労済) 株式会社
 自治労共済 推進本部
東京都目黒区中目黒2-1-1 自治労共済ビル5階 電話: 03-3498-1111

STEP 1

月々必要となる基本生活費は？
公的保障との差額を認識しましょう

1 遺族の基本生活費を算出してみましょう

基本生活費は、日常的な衣食住をまかなうものとして、「現在の世帯収入の60%程度をめやす」とします。

また、最低でも確保したい額として、2人以上世帯は月額25万円程度、単身世帯は月額20万円程度とします。

現在の世帯収入 (手取り)	遺された家族の基本生活費	遺族の基本生活費
月額	月額	月額
300万円～400万円	単身世帯 20万円 2人以上世帯 25万円	240万円 300万円
500万円	25万円	300万円
600万円	30万円	360万円
700万円	35万円	420万円
800万円	40万円	480万円

×60%=

③ 年額 万円

2 公的保障 (遺族年金) はどれくらいもらえるのか、算出してみましょう (概算)

遺族年金の額は、死亡された方の収入、年金加入期間、家族構成などによって異なってきます。

そこで、右下の各ケースに分類して算出した額をめやす (概算) としてとらえます。なお、遺族年金の所得税は非課税扱いとなります。

※子ととは、生計維持関係がある法律上の未婚の子のうち、18歳に達した年度の3月末日までの子または障害等級1級または2級の状態である20歳未満の子をさします。

死亡した人	遺族	受け取れる公的遺族年金の種類
夫	妻と子	遺族基礎年金と遺族厚生年金 ・子が18歳到達年度の末日に達40歳以上の場合、65歳まで中高齢寡婦加算が併給
	妻	遺族厚生年金 ・40歳以上の妻の場合には、65歳まで中高齢寡婦加算が併給 ・29歳までの妻は、遺族厚生年金の支給は5年間となる
妻	夫と子	・55歳以上の夫の場合は遺族基礎年金と遺族厚生年金 ・54歳までの夫の場合は夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金(18歳到達年度まで)
	夫	妻死亡時に55歳以上の夫には遺族厚生年金(支給開始は60歳から)

※第2号被保険者(厚生年金)の場合

■ 遺族年金の額 (概算) (夫の死亡した場合)

年収	遺族	遺族年金基礎年金	遺族年金厚生年金	遺族年金合計	年収	遺族	遺族年金基礎年金	遺族年金厚生年金	遺族年金合計
200万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	20万円 120万円 140万円 150万円	20万円 120万円 140万円 150万円	600万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	61万円 161万円 181万円 191万円	61万円 161万円 181万円 191万円
300万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	30万円 130万円 150万円 160万円	30万円 130万円 150万円 160万円	700万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	72万円 172万円 192万円 202万円	72万円 172万円 192万円 202万円
400万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	41万円 141万円 161万円 171万円	41万円 141万円 161万円 171万円	800万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	82万円 182万円 202万円 212万円	82万円 182万円 202万円 212万円
500万円	妻 妻+子1人 妻+子2人 妻+子3人	— 100万円 120万円 130万円	51万円 151万円 171万円 181万円	51万円 151万円 171万円 181万円					

公的保障 (遺族年金) ④ 年額 万円

3 想定される不足額のみやすを算出しましょう

想定される不足額は、②遺族の基本生活費から④公的保障 (遺族年金) を引いた金額がめやすとなります。配偶者が働けない場合はその期間に相当する金額をSTEP2で算出します。

遺族の基本生活費	② 年額	万円
公的保障 (遺族年金)	④ 年額	万円
=	⑦ 年額	万円

「遺族保障」とは、一家を支える人に万一のことがあった場合、経済的な負担をカバーし、遺された家族が新しい生活を築く基礎となるものです。

資料3-3：死亡保障（生命保障）額診断シート

STEP 2

新たな生活に必要な
まとまった費用は？



遺族が新たな生活を始めるのに必要な
「**一時的費用**」を算出してみましょう

① 葬祭費用



家族の考え方で大きく変わりますが、葬儀費用・法要などのめやすは200万円、墓地購入費用（墓石代、永代使用料など）を加えた場合は400～500万円がめやすです。

c

② 引越し費用



実家などへ引越しする場合は、引越し費用も必要となります。

d

③ ローン返済など



遺族の方にローンが継承される場合は、その費用を一時的費用に加えて考えます。

Check!
住宅ローンでは多くの場合、団体信用生命保険などへの加入によって、万一の場合でも死亡保険金でローン残高を精算するようになっています。

e

④ 不足額の補てん



(主に配偶者の就労が困難なとき)

想定される不足額のみやす

補てんが必要な期間※

f

※配偶者の就労でまかなえる期間があれば、その期間を除きます。

例 ① 若い子どもがいる場合
→子どもが小学校に入学するまでの期間
② 配偶者が中高齢である場合
→老齢年金の受け取り開始年齢
までの期間(65歳～現在の年齢)

f

一時的費用 **c+d+e+f**

f

STEP 3

将来必要となる
まとまった費用は？



将来発生する費用を算出してみましょう

① 子どもの教育資金



学費など 数・お祝代など	幼稚園(3年間)		小学校(6年間)		中学校(3年間)		高校(3年間)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
42万円	109万円	64万円	571万円	55万円	322万円	84万円	216万円	
25万円	50万円	129万円	388万円	92万円	99万円	53万円	86万円	

※文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」をもとに作成。

国立	大学(4年間) ※私立医歯系は6年間		私立医歯系
	私立文系	私立理系	
243万円	398万円	542万円	2,357万円

※文部科学省「平成30年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金額」をもとに作成。

大学生への仕送り(年額)				私立	大学に達する期間
国立	一人暮らし	自宅	一人暮らし		
62万円	117万円	107万円	171万円	×	<input type="text" value="年"/>

※独立行政法人日本学生機構「平成30年度学生生活調査結果」をもとに作成

第1子 <input type="text" value="万円"/>	+	第2子 <input type="text" value="万円"/>	=	g <input type="text" value="万円"/>
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	--

子どもの年齢により
1人あたり800万円～1,400万円がめやす
Check!

② 配偶者の老後準備資金



配偶者の年齢や退職後の計画によって設定します。

h

③ その他



そのほか準備しておいた方がよい項目を設定します。
例 親の生活費の支援
家のリフォーム費用・建て替え費用
車や家電の買い替え費用 など

i

将来発生する費用 **g+h+i**

g

56

必要保障額診断シート

下記の「計算例」を参考にして、
自身の必要保障額を算出してみましょう。

STEP 1 遺族の基本生活費 公的保障(遺族年金) 想定される不足額のめやす

②年額 万円 - ①年額 万円 = ⑦年額 万円

基本生活費は、「公的保障」でまかさないます。

STEP 2 補てんが必要な期間

⑦年額 万円 × 年 = ⑧年 年

葬祭費用 万円 + 引越し費用 万円 + ローン返済など 万円 + 不足額の補てん 万円 = ①一時的费用 万円

新しい生活を始めるのにこれだけが必要です。

STEP 3 子どもの教育資金 配偶者の老後準備資金 その他 将来発生する費用

⑨ 万円 + ⑩ 万円 + ⑪ 万円 = ⑫ 万円

ライフステージの変化によって生じる費用です。

STEP 4 一時的费用 将来発生する費用

① 万円 + ⑫ 万円 = ⑬ 万円

退職金・職場の福利厚生など 貯蓄 万円

共済などによる必要保障額 万円

Point
基本生活費以外の「まとまった費用」の中で不足する分は、共済などで備えましょう!

じちろう 団体生命共済の死亡保障例

組合員本人(～60歳)の場合 死亡保障(病気の場合)

型	型	型	型	型
万円	万円	万円	万円	万円

団体生命共済は「病気・不慮の事故による入院、通院、成人病、手術、診断書料補助」など、医療保障も充実しています。詳しくは「じちろうセット共済パンフレット」でご確認ください。

計算例 夫が死亡し、パートの妻と子どもが遺された場合

家族構成
夫：37歳・勤続13年
妻：35歳・パート
子：2歳
世帯年収：600万円 夫の収入：500万円

退職金・職場の福利厚生など 600万円 (死亡退職金)

貯蓄 150万円

ローン返済 なし

STEP 1 遺族の基本生活費 公的保障(遺族年金) 想定される不足額のめやす

②年額 360万円 - ①年額 151万円 = ⑦年額 209万円

STEP 2 補てんが必要な期間

⑦年額 209万円 × 4年 = ⑧年 836万円

葬祭費用 500万円 + 引越し費用 0万円 + ローン返済など 0万円 + 不足額の補てん 836万円 = ①一時的费用 1,336万円

STEP 3 子どもの教育資金 配偶者の老後準備資金 その他 将来発生する費用

⑨ 1,000万円 + ⑩ 740万円 + ⑪ 200万円 = ⑫ 1,940万円

STEP 4 一時的费用 将来発生する費用

① 1,336万円 + ⑫ 1,940万円 = ⑬ 3,276万円

退職金・職場の福利厚生など 600万円 + 貯蓄 150万円 = ⑭ 750万円

共済などによる必要保障額 ⑬ - ⑭ = 2,526万円

抜本改正で生まれ変わる団体生命共済

2022年6月の団体生命共済の抜本改正では、共済制度の健全性・持続性を維持していくため、掛金体系を大きく変更します。さらに、じちろうのスケールメリットを活かし、多くの方が従来の制度より手頃な掛金でご利用いただくことが可能となる案です。団体生命共済は組合員同士で支え合う制度です。抜本改正で新しく生まれ変わる団体生命共済でさらに助け合いの輪を広げ、みなさんとともに、じちろうの共済の未来をつくっていきましょう。

団体生命共済 抜本改正のポイント

1. 掛金体系の変更

- 男女別・年齢群団別掛金の導入
(60歳までの組合員本人は「基本契約・経過掛金」の導入により、3年間にわたってゆるやかに新制度掛金へ移行)

2. 「自治労・退職者団体生命共済」の新設

- 退職後も最長85歳まで団体生命共済を継続可能
- 充実した保障内容でスケールメリットによる安い掛金

3. 医療保障の改善

- 「がん診断共済金」の複数回払いの実現
- 「上皮内がん診断共済金」の新設
- 「先進医療特約」の新設

4. 掛金の引き上げ層に対する激変緩和措置

- 50歳代の組合員に対して、
- 「がん保障の任意選択」
- 「高年層型の導入」により掛金の上昇を抑制

全員加入による助け合いの制度は継続されます
団体生命共済への全員加入により、告知事項に該当する組合員(準通常就業者・非通常就業者)が最低保障額に加入できる助け合いの仕組みは継続されます。

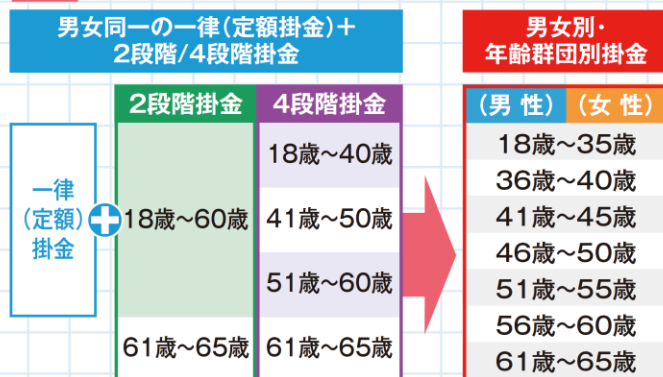
制度改正ポイント 1

掛金体系の変更

男女別・年齢群団別掛金の導入で、若年層とほとんどの女性の「掛金は引き下げに」
(2022年6月更改期ごとに実施予定)

制度改正後から3年間は組合員本人に「基本契約・経過掛金」を適用

図1 掛金体系の変更(組合員本人)



今回の一番大きな改正は、「男女別・年齢群団別の掛金制度の導入」です。これまで、団体生命共済は、男女に掛金の差はなく、各県本部(単組)ごとに一律(定額)掛金と年齢によって掛金が異なる2段階、4段階掛金を併用していました。今回の抜本改正では、一律(定額)掛金が廃止され、男女ごとに、主に5歳刻みで掛金が変わる男女別・年齢群団別掛金に一元化されます。(図1参照)

この変更により、若年層やほとんどの女性の掛金額は引き下がりますが、掛金が引き上がる層もあります。この急激な掛金の変動を抑制するため、2022年6月の制度改革後から3年間にわたって、18歳から60歳までの組合員本人については、「基本契約・経過掛金」を導入し、現行掛金から新制度掛金へゆるやかに増加、減少させていきます。(61歳から65歳の組合員本人、配偶者・子どもには適用されません。)(図2参照)

なお、制度改革ポイント②で説明する、今回新設される「自治労・退職者団体生命共済」に継続加入することで、団体生命共済の掛金が引き上げとなる層についても、在職中・退職後を通じた総支払掛金の引き下げが実現されます。

※福島は、2段階掛金を採用しています。
※一律(定額)掛金は、組合員本人のみの適用です。

資料4-2：機関紙「じちろう」

図2 現行制度から新制度移行までの掛金と保障内容(組合員本人)(例)

※基本契約・経過掛金は18歳～60歳まで組合員本人のみ適用となります。

		掛金				新制度掛金	現行掛金と新制度掛金との差額	保障内容					保障拡大	新設
年齢	現行掛金	経過掛金1年目	経過掛金2年目	経過掛金3年目	基本契約・新災害入院特約・新病気入院特約			成人病入院特約	手術特約	傷病諸費用特約	がん保障特約	先進医療特約		
		3年間は経過掛金を適用												
男性	18～35歳	3,020円	2,498円	2,238円	1,978円	1,718円	▲1,302円	600万円	(入院日額) 3,000円	(入院日額) 3,000円	所定の手術1回あたり手術の種類に応じて3万円・6万円・12万円	50万円	(現行制度) 20万円 ↓ (新制度) 60万円	1,000万円
	36～40歳		2,592円	2,372円	2,152円	1,932円	▲1,088円							
	41～45歳		2,842円	2,662円	2,482円	2,302円	▲718円							
	46～50歳		3,128円	3,048円	2,968円	2,888円	▲132円							
	51～55歳		3,556円	3,616円	3,676円	3,736円	716円							
	56～60歳	4,182円	4,462円	4,742円	5,022円	2,002円								
61～65歳	6,330円	—	—	—	7,682円	1,352円								
女性	18～35歳	3,020円	2,714円	2,414円	2,114円	1,814円	▲1,206円	600万円	(入院日額) 3,000円	(入院日額) 3,000円	所定の手術1回あたり手術の種類に応じて3万円・6万円・12万円	50万円	(現行制度) 20万円 ↓ (新制度) 60万円	1,000万円
	36～40歳		2,968円	2,708円	2,448円	2,188円	▲832円							
	41～45歳		3,084円	2,864円	2,644円	2,424円	▲596円							
	46～50歳		3,172円	3,012円	2,852円	2,692円	▲328円							
	51～55歳		3,316円	3,256円	3,196円	3,136円	116円							
	56～60歳		3,608円	3,628円	3,648円	3,668円	648円							
	61～65歳	6,330円	—	—	—	4,710円	▲1,620円							

図2は経過掛金を表したもので、51～60歳(組合員本人)の場合、実際には激変緩和措置があります。「制度改正ポイント④」を参照ください。

※今後、行政折衝等により保障内容(掛金を含む)が変更となる可能性があります。※現行掛金は、総合共済基本型の300円を差し引いた金額です。

FPチェックポイント①



リスクに合わせた掛金体系へ

「男女別・年齢群団別の掛金制度」の導入は、一見複雑になるように見えますが、民間の生命保険会社でも、男女別・1歳刻みの保険料表を使っていることが多いです。それは、性別・年齢によって、リスク(＝保険金の支払率)が変わるからです。

男性と女性で比較すれば、一般的に女性の方が死亡率は低いです。医療受療率(入院する確率)は一定の年齢まで女性の方が高いです(妊娠・出産にかかる受療を含む)。これを掛金に反映させると、死亡保障については女性の掛金が安くなり、医療保障については男性の方が安くなります。



トータルでは安くなる

男女一律の掛金は、分かりやすくして良い仕組みだと思えますが、加入と給付のバランスが崩れると制度の維持が難しくなります。制度を安定的に維持することが、今回の掛金体系の変更の目的であると受け止めます。保障制度の運営の観点に立てば、合理的な改正と言えます。

保障について考えよう

また、50歳代後半になると、子どもの独立を迎える年代に入ります。教育資金の負担が終われば、その分死亡保障は減らしてよいわけですから、この機会に必要な保障に合わせて適正な型を選択することで、負担を抑えることができます。

掛金が上がるといふデメリットばかりにフォーカスせず、在職・退職後を通じた保障の見直しやリスク管理という視点で保障を考えてみてください。何せ人生100年時代です。長生きすることがリスクにもなります。何歳まで保障が必要なのか、退職までいくらかためておきたいのかを考えながら、新しい団体生命共済を活用していきましょう。



制度改正ポイント

2

「自治労・退職者団体生命共済」の新設

最長85歳まで
継続可能で
リーズナブルな
掛金水準を実現

制度改正の2つ目のポイントは、「自治労退職者団体生命共済」の新設です。これまで退職後は、長期共済の加入者は「退職後共済」、未加入者は「全労済・退職者団体生命共済」に加入することができました。今回、「全労済・退職者団体生命共済」に代わって「自治労・退職者団体生命共済」が新設され、退職後の生命・医療保障の基軸制度となります。「自治労・退職者団体生命共済」は、最長85歳まで継続でき、じちろう共済のスケールメリットを活かしたリーズナブルな掛金水準となっています。

「自治労・退職者団体生命共済」は、生命保障と医療保障を組み合わせた共済となります。生命保障は災害死亡時には災害死亡共済金が上乗せされます。医療保障は2つのタイプからの選択制となります。「医療保障充実型」は、在職中の団体生命共済と同じ保障内容で、成人病、手術、がん保障、先進医療保障を付帯します。「病気入院付帯型」は掛金水準を抑え、入院保障に特化したタイプです。掛金払込方法は、口座振替による年払となります。(図1参照)

これに伴い、「全労済・退職者団体生命共済」は、2023年6月以降、「退職後共済(長期共済の退職後保障)の医療給付・遺族給付の定期保障」は2026年6月以降の新規移行が停止されます。退職後共済の年金給付と税制適格年金は現行どおり、制度が継続されます。なお、退職後共済の医療給付・遺族給付の終身保障については2026年6月以降も選択可能となります。(図2参照)

図2 退職後の年金/生命・医療保障の制度体系

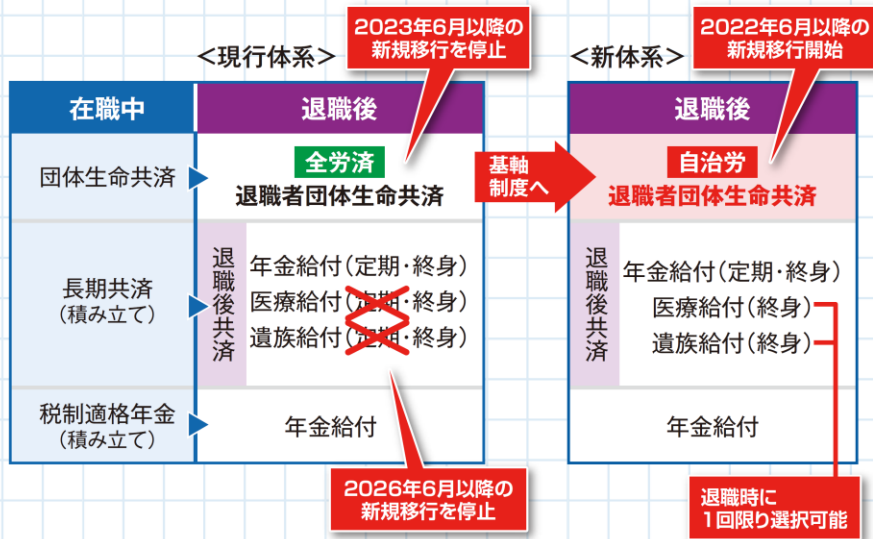


図1 自治労と全労済の退職者団体生命共済の違い

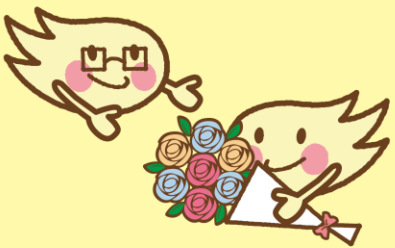
	全労済・退職者団体生命共済	新設 自治労・退職者団体生命共済
		医療保障充実型 病気入院付帯型
①掛金水準	団体制度のため、個人制度より安い	団体制度+自治労のスケールメリットでさらに安い
②利用可能年齢	~80歳まで	~85歳まで
③給付	(災害上乗せがない)死亡保障、病気やけがによる入院	医療保障充実型 (災害上乗せ含む)死亡保障、病気やけがによる入院、成人病入院、がん保障、先進医療特約 病気入院付帯型 (災害上乗せ含む)死亡保障、病気やけがによる入院
④掛金払込方法	月払(口座振替)	年払(口座振替)

FPチェック ポイント②



制度改正のもう一つのポイントは、「自治労・退職者団体生命共済」の新設です。今までも、退職後は「全労済・退職者団体生命共済」に加入することができました。しかし、今回の制度改正で新設される「自治労・退職者団体生命共済」は、「自治労・団体生命共済」加入者だけが利用できる制度です。加入者を限定することで給付率を下げることで、かつ、年払の口座引き落としになるため、毎月の振込手数料等の事務コストも削減できるので、掛金を安くすることができます。

制度改正ポイント①でも触れたように、「男女別・年齢群団別掛金」を導入することで、掛金が上がってしまう層がいらっしゃいます。この機会にぜひ、退職後の保障をどう用意するか、いつまで保障が必要かということも一度考えてみましょう。この「自治労・退職者団体生命共済」を活用することで、人生トータルで考えた時の総支払掛金は今よりも安くできるかもしれません。



制度改正ポイント 3

医療保障の改善

がん診断共済金の改善、
先進医療特約の新設で
より充実した保障内容へ

図1 現行制度と制度改正案の比較

保障内容		現行制度	制度改正案
(1)がん保障特約	①がん診断共済金	初回のみ支払	複数回払い可(10万円~100万円) 2年に1回限度、通算限度なし
	②上皮内がん診断共済金 新設	—	複数回払い可(1万円~20万円) 2年に1回限度、通算限度なし
	③がん死亡共済金	あり	廃止
(2)先進医療特約 新設	—	1回あたり最高限度1,000万円 通算限度なし、月額掛金100円	

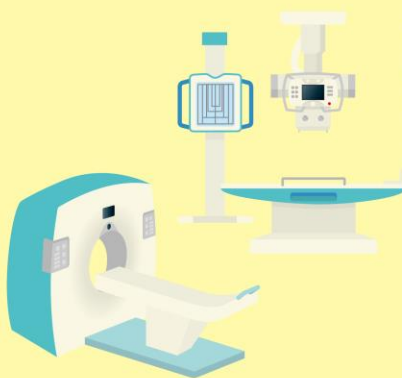


今回の制度改正では、団体生命共済の医療保障がさらに改善されます。要望の多かった「がん診断共済金」の複数回払いが実現し、「上皮内がん診断共済金」「先進医療特約」が新設され、保障がよりいっそう充実します。

がんになったときの保障は、病气入院特約や成人病入院特約等により、すでにカバーはされていたのですが、今回の「がん診断共済金」の改善により、がんの病歴がある場合でも条件によって支払対象となります。さらに、2年に1回を限度として通算限度なしの複数給付になり、安心感も増えています。がんの治療技術は日進月歩で、入院日数は徐々に短くなっています。長期間の入院保障よりも、一時金として診断共済金として受け取った方が、病院での治療以外の用途にも使えるのでメリットといえます。

また、「先進医療はお金がかかる」という認識をお持ちの方が多くようです。以前ご相談をお受けした中には、「団体生命共済は、保障内容も良く、掛金も安いことはよくわかりました。魅力的だけど、先進医療保障が欲しいので民間の医療保険に入りたいのですが…」とおっしゃる方もいました。制度改正により、月額百円の掛金で先進医療への安心が得られるのであれば、より充実した保障になりますね。

FPチェックポイント③



制度改正ポイント ④

掛金の引き上げ層に対する 激変緩和措置

がん保障、
高年層型の選択により
掛金の上昇を抑制

表1 激変緩和措置の内容(組合員本人に適用)

	激変緩和措置の概要	適用する県本部	対象者	経過措置期間
基本契約・経過掛金の適用	制度改正後から3年間にわたって、「基本契約・経過掛金」を適用し、現行掛金から新制度掛金へゆるやかに移行させていきます。	全県本部	18歳～60歳 組合員本人 (全員適用)	制度改正後 3年間※
がん保障(50倍)の任意選択	改正後の団体生命共済は「がん保障特約」が一律付帯されますが、この一律付帯により掛金の上昇幅が大きくなる中高年層は、 新制度後の初年度1回に限って 、県本部(単組)のメニューより少額の入院日額50倍(10万単位・80万円限度)のがん保障の任意選択ができることとします。 入院日額50倍(80万円限度)	全県本部	51歳～60歳 組合員本人 既加入者 (任意選択)	制度改正後 4年間※
高年層型の任意選択	県本部(単組)の最低保障額より低い「高年層型」を設定できます。 基本契約 500万円 入院日額 3,000円	希望する 県本部(単組) (福島は適用予定)	56歳～60歳 組合員本人 既加入者 (任意選択)	

今回の制度改正により掛金上昇する主に50歳代の男性(組合員本人)に対しては、**制度改正ポイント①**の「基本契約・経過掛金」を3年間適用することで掛金の急激な上昇が抑制されます。さらに、がん保障の任意選択、高年層型の任意選択の二つの制度を4年間導入することで激変緩和措置が行われます。いずれも期間限定の制度で、措置終了後は、新制度掛金へ移行することになります。

※組合員本人の年齢によっては、適用期間が4年より短くなる場合があります

表2 激変緩和措置による適用期間(組合員本人)

	経過措置1年目	経過措置2年目	経過措置3年目	経過措置4年目	経過措置終了
18～60歳	基本契約・経過掛金の適用			新制度掛金	
51～60歳	がん保障(50倍)の任意選択(経過措置1年目のみ選択可能)				(なし)
56～60歳	高年層型の任意選択				(なし)

表3 激変緩和措置を適用した掛金例(組合員本人・男性)

年齢	掛金						主な保障内容		
	適用掛金	経過措置1年目	経過措置2年目	経過措置3年目	適用掛金	経過措置4年目	死亡保障	入院保障	がん保障
51～55歳	経過掛金	3,556円	3,616円	3,676円	新制度	3,736円	600万円	3,000円	60万円
	がん	3,192円	3,252円	3,312円	新制度+がん	3,372円	600万円	3,000円	20万円
56～60歳	経過掛金	4,182円	4,462円	4,742円	新制度	5,022円	600万円	3,000円	60万円
	がん	3,614円	3,894円	4,174円	新制度+がん	4,454円	600万円	3,000円	20万円
	高年層	3,922円	4,062円	4,342円	新制度+高年層	4,622円	500万円	3,000円	60万円
	がん+高年層	3,354円	3,494円	3,774円	新制度+がん+高年層	4,054円	500万円	3,000円	20万円

※基本契約・経過掛金は3年間、がん保障(50倍)と高年層型は4年間みの経過措置となります。 ※高年層型は、県本部(単組)によって取扱いの有無と保障額が異なります。
※今後、行政折衝等により保障内容(掛金を含む)が変更となる可能性があります。

知らないなんて
もったいない!

瀬戸家FPが解説! 今すぐ知って役立つ保障コラム ～じちろうの共済を活用して安心の未来へ～

FPのご紹介

講演回数1,300回を
超える「保障のプロ」



せとけ
瀬戸家 みのり
FPハーベスト代表

保有資格

CFP、FP技能士(1級)
宅地建物取引士資格
証券外務員二種
教育資金アドバイザー 等

①保障を見直そう!

人生100年時代の今、みなさんにお伝えしたいことは、「これからの時代に備えたマネープラン」を真剣に考えていただきたいということです。お金のことは苦手、わからない…と受け身の姿勢では、豊かに生きていくことは難しくなります。

今すぐのできる準備としては、家計管理。その中でも取り掛かりやすいのは、毎月の支出のうち「固定費」を削減すること。特に効果大きいのは「保障の見直し」です。そして、自治労組合員のみなさんには「じちろうの共済」というとても使い勝手のよい制度があります。

②「じちろうの共済」って何?

「じちろうの共済」は簡単に言うと「組合員のための専用保険(保障制度)」です。不特定多数の誰かが加入対象になる保険商品(共済)とは違い、じちろうの共済は、組合員だけが加入できます。加入対象を限定することで、給付率を低くできるので、それに合わせて掛金を安く設定することができます。

また、じちろうの共済は、生協法に基づき、非営利(利益を目的としない)で運営されています。共済は一年ごとに決算をして、預かった掛金総額の方が多かった場合は、原則「割戻金」として加入者に還元してくれる制度があります。

こんなじちろうの共済制度の存在すら知らないという方がいらっしゃるの、非常にもったいないといつも思っています。

③団体生命共済の特長

①掛捨てである

掛捨てであることは大きなメリットの1つです。もし、「掛捨てはソン。満期金がある保険の方がいい」と思っている方がいらしたら、ぜひその認識を書き換えてください。同じ保障額で掛捨てタイプ・積立タイプの2つの保険商品があれば、掛捨てタイプは掛金が安め、積立タイプは高めです。そもそも、死亡保障のことを検討している時に保険料が割安なものがあればそちらの方がいいですよね?(生きていたら満期金ももらえるという発想はありえません)。生命保障は掛金額が安めのものを選び、浮いたお金は将来に備えて積立に戻しておけばよいのです。保障と積立は別々の商品で考えることが必要です。この考え方は共済についても同じことがいえます。

もし、元気で過ごせた場合でも、掛捨てになった掛金は「ソン」ではありません。「元気に過ごせてよかったね」という安心料みたいなものと思ってください。ちなみに、本当にソンなのは「掛捨てに入っていて、元気に満期を迎えてしまうこと」ではなく、「割高な積立タイプに入っていて、途中で亡くなってしまふこと」です。

②シンプルな保障内容、パッケージ化されている

団体生命共済には自治労組合員に必要なと思われる保障内容(特約)が最初からパッケージ化されています。最低限必要なものから大きな死亡保障まで、いくつかの

「型」が設定してあります。必要な死亡保障は家族構成や年齢によって異なりますので、それらの「型」の中から選ぶことができます。つまり、すべての年齢・属性の方が使いやすいように設計されているのです。

このことをデメリットと見る方もいらっしゃるかもしれませんが、パッケージ化されている保障内容は、最低限必要な保障を過不足なくカバーしています。そのため、どなたにとっても役に立つ内容だと思えます。

③1年更新

毎年見直しができる団体生命共済は、使い勝手がよい制度といえます。結婚・出産のタイミングに型上げ(保障額を増やす)、子どもの成長・独立のタイミングで型下げ(保障額を減らす)という形で、ライフプランに合わせた保障選択ができます。安心して長く付き合うことができる制度と言えるでしょう。

④配偶者型・子ども型もある

保障の見直しは、世帯全体で考えるとわかりやすいですが、団体生命共済は、配偶者型・子ども型の設定があるので、家族全員の保障管理が簡単です。

子どもの医療助成が充実している自治体もありますが、団体生命共済でよりきめ細やかな保障を備えることができます。